

島原市報道資料

令和2年4月28日

報道関係者 様

島原市教育委員会

新型コロナウイルス感染症防止に係る臨時休業の延長について

標題の件につき、新型コロナウイルス感染症防止のために、市内全小・中学校で5月6日まで臨時休業を行っていましたが、下記の通り延長しますのでお知らせします。

記

1 休業期間（延長前） 4月22日（水）～5月6日（水）

休業期間（延長後） 4月22日（水）～5月10日（日）

※ただし、5月7日（木）・8日（金）は臨時登校日

2 対象校 市内全小・中学校

※ 市内全社会文化施設及び体育施設も同様とします。

別添資料 市内小・中学校長あて文書

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市教育委員会 学校教育課 長岡 亨輔

電話：0957-68-5472

E-mail：gakkyo@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん

令和2年4月28日

島原市立小・中学校長 様

島原市教育委員会

臨時休業の延長について（通知）

このことについて、県立学校が、臨時休業を10日（日）まで延長することとしたことを受けて、本市は以下のとおりとしますので対応願います。

記

1 臨時休業の延長

臨時休業を10日（日）まで延長する。

2 登校日の設定

以下の理由により、5月7日（木）・8日（金）を臨時の登校日とする。

○臨時休業が長期間になることも想定されることから、児童生徒に新たな学習課題の提示や生活面での指導の必要性があること。

○国・県からの指示等が大型連休中に発令されることが予想され、児童生徒及び保護者に本市としての対応を確実に伝達することが困難となることが想定されること。

3 5月11日（月）以降の取扱いについて

5月11日（月）以降の対応は現段階では未定ではあるが、国、県からの指示等を受けて、島原市の対策本部で協議、決定した後、遅くとも登校日中には学校に連絡する。

4 保護者への伝達

学校が考えている伝達方法により5月1日（金）までに以下のことを確実に伝えること。

市教委も、室内放送により保護者に伝えることとする。

○臨時休業が10日まで延長になったが、5月7日・8日は、登校日とすることから児童生徒を学校に登校させてほしいこと。

両日とも給食があり、給食後下校すること。

○5月11日（月）からのことは、まだ決定していないが、連休中若しくは7日・8日のうちに連絡があること。